

指定障害児通所支援事業所の処分

児童福祉法（以下、「法」という。）第21条の5の24の規定により、次のとおり処分を行いましたのでお知らせいたします。

1. 処分対象事業者（指定の取消）

・ 運営法人

法人名：合同会社 ウィズホープ

代表者名：代表社員 森岡 智美

所在地：神戸市須磨区多井畑東町19番地の7サンビレッジ北須磨101号

・ 事業所名

名称：放課後等デイサービス ウィズ・ユー妙法寺サード(事業所番号2850700291)

所在地：神戸市須磨区白川台3-61-2アニモン白川4F

・ サービス種別：児童発達支援・放課後等デイサービス(指定日：2025年4月1日)

・ 処分の内容：指定の取消

・ 通知年月日：2026年6月1日

・ 効力発生年月日：2026年7月1日

2. 処分理由

○不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第9号）。

2025年2月13日付で指定申請を行った「放課後等デイサービス ウィズ・ユー妙法寺サード」につき、指定日（2025年4月1日）から常勤の児童発達支援管理責任者として従事することを予定していたA氏が、2025年3月24日より休職し、指定日に児童発達支援管理責任者が不在になるという事情の変更が生じた。

この変更後の事情を本市が認識しておれば、本市が指定を行うことはできなくなるころ、指定日以前にその事情の変更を把握していながら本市への報告を行わず、指定日に児童発達支援管理責任者が配置されているという事実と異なる内容で指定を受けた。

3. 経済上の措置（法第57条の2）

不正の手段により受領した障害児通所給付費に法第57条の2第2項の規定に基づく40%の加算額を加え約4600万円（※）の返還を求める。

【返還請求額内訳】

○ 不正請求額	約3300万円	
加算額	約1300万円	計 約4600万円

（※）2025年4月の指定当初から2026年3月までのサービス提供分の報酬額にて積算。最終的には処分日時点までのサービス提供に係る報酬請求額を別途積算し返還を求める。